

浜松市春野福祉センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 浜松市春野福祉センター（以下「センター」という。）の事業運営等にあたり、円滑な管理運営及び市民の幅広い意見を反映させるため、浜松市春野福祉センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) センターの適正な運営及び事業内容等に関する事項
- (2) センター運営のための情報の提供及び交換に関する事項
- (3) センターの利用に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの適正な運営のために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、指定管理者、施設利用者及び行政機関等の関係者をもって構成する。

2 委員は上記に掲げる者のうちから、指定管理者、市が協議して選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は5年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、通常年1回会長が召集する。ただし会長が必要とする場合は、その都度会議を開催することができる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開催することができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、センターの指定管理者において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。